

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	長寿介護課	検索番号	3-12
法令名	介護保険法	根拠条項	第95条第1項		
許認可等	介護老人保健施設の管理医師の承認				
(根拠規定)					
○ <u>介護保険法 (平成9年法律第123号)</u>					
(介護老人保健施設の管理)					
第95条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。					
(許認可等の基準)					
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年愛媛県条例第65号)					
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年愛媛県規則第14号)					
(その他)					